

TAX INFORMATION 税のたより

固定資産税の縦覧のお知らせ

地方税法第416条の規定により、平成21年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を次のとおり行います。

縦覧期間

4月1日(水)～6月1日(月)

午前8時30分～午後5時

※土日・祝日は除く

縦覧できる方

町内に土地・家屋を所有する方で固定資産税の納税者(土地・家屋の所有者であっても、固定資産税が課税されていない方は縦覧ができません)

必要なもの

- ・印鑑
- ・委任状(本人・同一世帯以外の方や法人の場合)

バリアフリー改修工事を行った住宅の固定資産税が減額されます

平成19年4月1日から平成

22年3月31日までの間に、一

定の要件を満たすバリアフリー改修工事が行われた住宅について、当該改修家屋に係る固定資産税が減額されます。

この減額措置を受けられる場合は、改修工事完了後3カ月以内

に次の書類を添付して役場税務課に申告してください。

対象となる住宅

次の①から③のいずれかの方が居住する既存の住宅
※平成19年1月1日以前から存在するもので賃貸住宅を除く

- ① 65歳以上の方
- ② 要介護認定または要支援認定を受けている方
- ③ 障害者の方

改修工事の内容

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われた次の改修工事で、補助金等を除く自己負担額が30万円以上のもの

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ 便所の改良
- ⑤ 手すりの取り付け

- ⑥ 床の段差の解消
- ⑦ 引き戸への取り換え
- ⑧ 床表面の滑り止め化

減額される税額

バリアフリー改修工事を行った家屋に係る固定資産税額(100㎡を限度)の3分の1相当額を減額します。

※改修工事を行った翌年度のみに限ります。

添付書類

- ・納税義務者の住民票の写し
- ・補助金等の交付、給付決定書
- ・次の①から③のいずれかの書類

① 65歳以上の方の住民票の写し

② 介護保険被保険者証の写し

③ 障害者手帳またはこれに代わるものの写し

- ・次の①か②のどちらかの書類
- ① 工事明細書、改修後の写真および工事費領収書(工事内容および費用が確認できる書類)
- ② 改修工事が行われたことを証する書類(建築士、登録性能評価機関等が発行)

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置のお知らせ

昭和57年1月1日以前から所在する住宅で現行の耐震基準に適合する改修工事(次の減額要件を満たすもの)が行われた場合は、家屋の固定資産税が一定期間2分の1相当額に減額となります。

この減額措置を受けられる場合は、耐震改修工事の完了後3カ月以内に現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(町・建築士・指定確認検査機関・指定住宅性能評価機関が発行した書類)を添付して役場税務課に申告してください。

減額要件

- ・一戸当たり工事費30万円以上
- ・一戸当たり120平方メートル相当分まで
- ・改修工事が完了した年の翌年度分から

減額期間

- ・平成18～21年…3年度分
- ・平成22～24年…2年度分
- ・平成25～27年…1年度分

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、一定の要件を満たす省エネ改修(熱損失防止改修)工事が行われた住宅について、改修工事完了の翌年度分の固定資産税額が減額されます。

この減額措置を受けられる場合は、改修工事完了後3カ月以内に次の書類を添付して役場税務課に申告してください。

対象となる住宅

平成20年1月1日に存在している住宅

※賃貸住宅を除く

要件

- ・次の①の工事、または①とあわせて行う②から④までの工事
- ① 窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)
- ② 床の断熱改修工事
- ③ 天井の断熱改修工事
- ④ 壁の断熱改修工事

※①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること。

・省エネ改修工事に要する費用が30万円以上であること。

減額される税額

省エネ改修(熱損失防止改修)工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(120㎡を限度)の3分の1相当額を減額します。

※「新築住宅に対する減額措置」および「住宅耐震改修に係る固定資産税の減額措置」を受けている期間は減額されません。

添付書類

省エネ改修工事完了後3カ月以内に次の書類を添付して申告してください。

- ・納税義務者の住民票の写し
- ・建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関による証明書
- ・省エネ改修工事に要した費用が30万円以上であること

を証明できる領収証等

土地・家屋の閲覧台帳を変更します

これまで閲覧に供していた土地・家屋台帳を4月1日から土地・家屋の所有者の方々の個人情報保護等のため所有者の住所・氏名を削除した台帳の閲覧に変更します。

納期前納付報奨金制度が変更となります

納期前納付報奨金制度は、個人の町県民税(普通徴収)および固定資産税の納税者の方が納期前納付を行った場合に報奨金を交付するものです。平成21年度より納期前納付報奨金の交付率、限度額、納期前納付可能な納期を次のとおり改定します。

なお、納期前納付報奨金制度の変更に伴い、口座振替による納税をご利用の方で納付区分(全納)から期別または期別から全納)の変更を希望される場合、印鑑(認印)をご持参のうえ役場税務課で変更の手続きをしてください。

改定内容

- ・納期前納付報奨金の交付率0.5%を0.3%に
- ・報奨金の限度額5万円を3万円に
- ・交付の時期

各納期を第1期納付時に

役場 税務課
内線 175・178

10月より公的年金からの町県民税特別徴収が始まります

公的年金を受給されている方は、今まで納付書や口座振替で納付していた公的年金に係る個人町県民税が10月支給分より当該年金から特別徴収されるようになります。

対象者

公的年金に係る個人町県民税の納税義務者のうち、4月

1日現在で国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の方

※老齢基礎年金等の給付額の年額が18万円未満の方、当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付額の年額を超える方は対象となりません。

対象となる税額

公的年金に係る所得に対する個人住民税の所得割額および均等割額

※特別徴収の対象となる給与

所得がある方は、均等割額は給与から特別徴収されます。

役場 税務課
内線 175・176

税理士による

無料税務相談を開設

開催日

4月8日・6月10日
8月12日・10月14日
12月9日

(偶数月の第2水曜日)

時間

午後2時～4時

※一人30分以内

場所

役場 1階 相談室

担当

東海税理士会津島支部所属

内容

の税理士
相続・贈与・確定申告(消費税含む)などに関する税務相談全般

申込方法

事前に電話でご予約ください。

その他

・プライバシーは守られます。
・申告書等の税務書類の作成は行いません。

予約・問い合わせ先

役場 税務課
内線 175・176

平成21年度以降の公的年金に係る個人町県民税の徴収方法

●平成21年度および特別徴収を開始する年度の徴収方法

徴収方法	普通徴収		特別徴収		
	上半期		下半期		
期別					
納付月・年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収する税額	年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

上半期は年税額の4分の1ずつを6・8月に普通徴収により納付していただき、下半期は年税額から普通徴収した額を差し引いた額を10・12・2月の老齢基礎年金等の支給月ごとに当該年金支払額から特別徴収します。

●2年目以降の特別徴収方法

期別	上半期(仮徴収)			下半期(本徴収)		
	納付月・年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月
徴収する税額	前年の下半期分の税額の3分の1ずつ			年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつ		

上半期は前年の下半期の特別徴収額の3分の1ずつを仮徴収し、下半期はその年の年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1ずつを老齢基礎年金等の支給月ごとに当該年金支払額から本徴収します。

納税には便利で安全な 口座振替制度をご利用 ください

納税の手間が省け
時間の節約にもなります

口座振替ができる金融機関等

- 三菱東京UFJ銀行
 - 中京銀行
 - 名古屋銀行
 - 三重銀行
 - 愛知銀行
 - 第三銀行
 - 岐阜信用金庫
 - 瀬戸信用金庫
 - 中日信用金庫
 - いちい信用金庫
 - 海部東農業協同組合
 - ゆうちょ銀行・郵便局
- ※全国各本支店でご利用できます。

申込方法

- 預(貯)金口座振替依頼書
(自動払込利用申込書)

大治西小 遠藤 孝先生 「文部科学大臣優秀 教員表彰」受賞



平成18年度から、文部科学大臣が学校教育に顕著な成果を上げた教員を表彰する制度が設けられました。平成20年度は県内で51名選ばれ、海部地区の小学校から唯一、大治西小学校に教務主任として勤務する遠藤 孝先生が2月に表彰を受けました。

報告に役場を訪れた遠藤先生は、町長から「大変名誉なことでもうれしく思います。今後も頑張ってください」と笑顔で表彰をたたえられました。

- 預(貯)金通帳
 - 印鑑(通帳届出印)
- 以上3点を前記金融機関に持参してお申し込みください。申込用紙は役場、町内の各金融機関にあります。

※過年度課税分および随時課

税分については、口座振替
ができません。

口座振替領収書について

領収書の必要な方は、毎年度申請書が必要となります。印鑑持参のうえ、役場収納課でお申し込みください。

問い合わせ先

役場 収納課

内線 123

後期高齢者医療保険料について

役場 保険医療課

内線 171

保育所運営費保護者負担金について

役場 民生課

内線 167

- 介護保険料について

役場 民生課

内線 158

休日納税(相談)窓口を 開設

開設

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

日時

5月9日(土)・10日(日)

午前8時30分～正午

午後1時～5時

場所

役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

問い合わせ先

役場 収納課

内線 122・123

平成21年度 大治町税等納期限一覧表

月	納期限	固定資産税	軽自動車税	町県民税	土地改良区 賦課金	国民健康 保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料	保育所運営費 保護者負担金
4月	平成21年4月30日					1期	1期	1期	4月分
5月	6月1日	全・1期	全期						5月分
6月	6月30日			全・1期					6月分
7月	7月31日	2期				2期	2期	2期	7月分
8月	8月31日			2期	・福田悪水 ・小切戸用悪水	3期	3期	3期	8月分
9月	9月30日				・宮田用水	4期	4期	4期	9月分
10月	11月2日			3期		5期	5期	5期	10月分
11月	11月30日					6期	6期	6期	11月分
12月	12月25日	3期				7期	7期	7期	12月分
1月	平成22年2月1日			4期		8期	8期	8期	1月分
2月	3月1日	4期							2月分
3月	3月31日								3月分